

コーポレートガバナンスとCSR推進体制

ガバナンス体制

当社は、経営の機動性・透明性の向上と経営監督機能の強化を重要な課題として位置付けています。そのため、取締役の削減、執行役員制度の導入、社内規定整備、委員会設置等、以下のような様々な施策と機構改革を実施しています。

◆ 取締役・監査役・執行役員

当社では、取締役の機能強化と迅速な意思決定を図ることを目的として、取締役員数を10名以内としています。また、2011年5月開催の定時株主総会において取締役の任期を2年から1年へと定款変更を行い、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に対応できる経営体制としました。

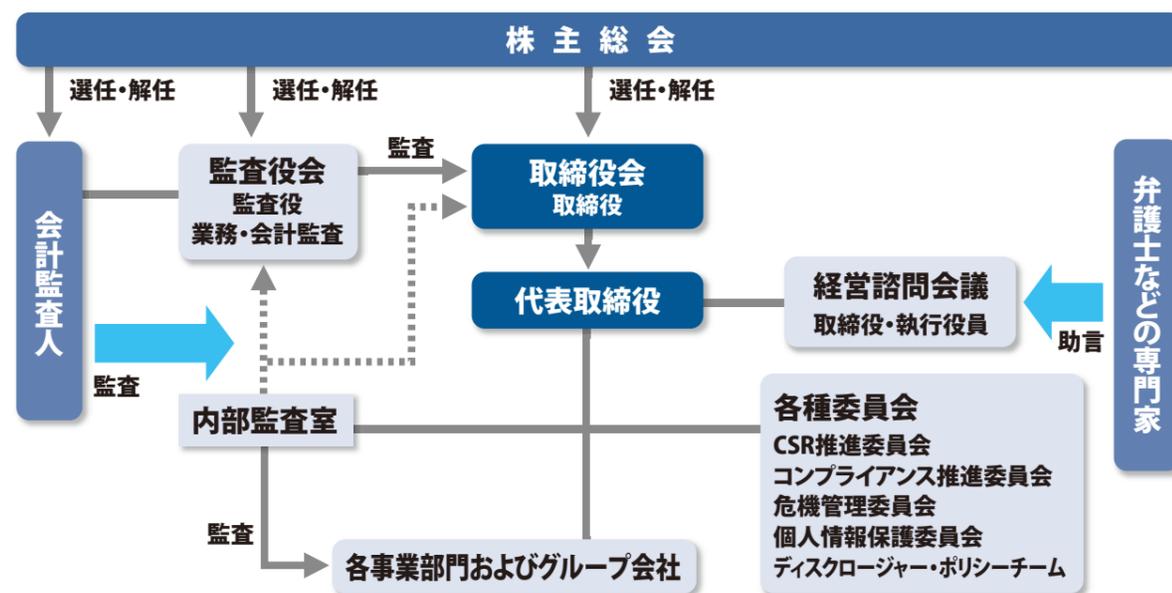
さらに執行役員制度を採用しており、経営判断の迅速化、透明性、戦略性の向上を図っています。経営における重要な意思決定は、主要な取締役・執行役員から構成される経営諮問会議において行い、重要な決議事項は取締役会において審議、決定されています。このように、経営の監督及び意思決定機能と業務執行機能の分離・分権化を進めその双方の機能を強化することに努めています。

監査役制度については、社外監査役2名を含む4名の体制から、2011年5月開催の定時株主総会におい

て2名増員し6名体制にしました(うち、社外監査役3名)。より一層の経営監督機能を強化し、監査体制を強化してまいります。監査役は取締役会に出席するほか、定期的に監査役会を開催し、適宜必要に応じて会計監査人より監査状況に関する報告を受けます。2011年度は、取締役会11回、監査役会7回を開催しました。3名の社外監査役は当社からの独立性が確保されており、経営監督の面でのチェック体制が十分整っていると判断しています。また、3名の社外監査役のうち2名は、証券取引所の有価証券上場規程で定められている独立役員として届出しています。

◆ 内部監査

内部監査部門として内部監査室を設置し、専任担当者を配置しています。内部監査室は業務活動の有効性・適正性及び法令・定款に関するコンプライアンス等の適合性確保の観点から当社及びグループ各社の業務執行状況の監査を実施し、取締役会、監査役会、担当部門長及び担当取締役に報告し、必要に応じて内部統制の改善指導及び実施の支援・助言を行っています。現在、コンプライアンス等の適合性確保活動の一例として、子会社各社の企業憲章、経理規定制定の推進を行っています。既に制定されている部門においても継続的に規定を見直すようにし、健全な経理環境を維持するように努めています。



◆ 会計監査

当社は、会計監査を担当する会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施される環境を提供しています。業務を執行した指定有限責任社員・業務執行社員は3名で、その他補助として公認会計士3名、その他11名が任に当たり、いずれも継続監査年数については7年以内でした。なお、有限責任 あずさ監査法人及び指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

◆ 内部統制システム

当社は、2006年5月の会社法施行に対応し、内部統制基本方針を制定しました。企業活動に際しての法の遵守、企業倫理の高揚、コンプライアンス遵守の徹底及び経営の透明性向上に努め、コーポレートガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けています。

◆ 透明性ガイドラインの策定

当社は、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を策定しました。

これは、研究費開発費、学術研究助成費、原稿執筆料、情報提供関連費、その他費用を公表し、医療機関等との関係の透明性を確保することで製薬産業がライフサイエンスの発展に寄与していること及び、その企業活動が高い倫理性のもとで行われていることについて広く理解を求めることを目的としています。当社も日本製薬工業協会のガイドラインに沿い透明性をもって情報公開する旨、社内通達を行いました。

◆ リスクマネジメント

企業活動に潜在するリスクへの対応を行うとともに、リスクの顕在化によってもたらされる影響を分析して、人・社会・企業の損失を最小限に止める体制を整備しています。

◆ 事業継続計画(BCP)の整備

「大規模地震発生による操業停止」や「大規模災害による操業停止」、「感染症の蔓延」、「台風被害」など、事業活動の維持、継続に大きな影響が生じる事象に対し、効果的な対応策を検討しています。

BCPの目的

- ① 従業員及び来訪者の安全を確保する。
- ② 迅速な復旧を通じて医薬品の製造を継続する。
- ③ 顧客への供給責任を果たす。



◆ 緊急連絡システム

災害や新型インフルエンザなどの緊急事態に直面した際、従業員本人及びその家族の安否を確認することは重要なことです。また、早期復旧し、商品を安定供給させるためにも、初動時の迅速・確実な安否確認が必要となります。

災害対策本部事務局では、昨年の東日本大震災で、システムの重要性を再認識し、携帯電話の機種変更やアドレス変更による登録漏れがないよう、毎月従業員に向けて登録の確認を行っています。

◆ 防災訓練の実施

東日本大震災を教訓に、九州本社・宇都宮工場・筑波研究所において、震度6以上を想定した避難訓練を実施しました。建屋や部門ごとに分かれ、指定場所までの避難訓練の他、火災発生を想定した屋内消火栓と消火器による消火訓練も実施しました。